

こんにちは 松坂みち子 です

日本共産党市議会議員 松坂みち子の活動報告
ご意見など、ぜひお寄せ下さい。

< No.297 2016.11.16 連絡先 402-1622 >



「自分の子や親せきが隊員だったら絶対に反対する」 駆け付け警護 閣議決定

駆け付け警護についてインタビューを受けた、仕事で中東やアフリカによく出張する男性が「自衛隊員には頭が下がる。無理をせず頑張ってもらいたい」とした後で、表題のように言ったとの報道がありました。ひとりの人間としてその思いは当然だと思います。すべての人は誰かの子どもであり、親がいて家族や親せきがいます。わが子や親せきに直接影響がないからと駆け付け警護を認めるのではなく、自分の子だったら、親戚だったら、と考えると反対だから認められないという態度を表してほしいと思います。

政府は、駆け付け警護の対象を国連職員やNGO関係者など条件を限定したと言



(写真) 総がかり行動実行委員会は15日朝、閣議決定に反対して首相官邸前で緊急抗議をおこないました(しんぶん赤旗より)

ますが、閣議決定した「実施計画」には、日本人のみを警護するなどということはどこにも書かれていません。そもそも、武器使用に道を開くこと自体が問題であり、一度開いた道はどんどん広がっていくでしょう。武力行使を禁止した憲法に反することは明らかです。

南スーダンでは、内戦状態は悪化し、停戦合意や中立性などの自衛隊の「PKO参加5原則」自体がすでに崩壊しています。自衛隊は南スーダンから撤退し、憲法に立った紛争解決のための外交努力、非軍事の人道支援、民生支援を抜本的に強化していくことこそが求められています。

みち子のひとりごと 姫路城

お城へ行く前に
寄った「灘菊酒造」
では、何種かの試
飲後、アルコール
36度のお酒のリ
キュールを購入。
お正月まで大事に
おいておきます。



できる満足感、達成感にひたりつ
つ、下りの階段は
そろそろと…。

「この階段を上がるのは大変
やったやろなあ、でも鍛え
方が違つからうでもなかつ
たんかなあ」など想像をめぐ
らせながら、息を切らし、
汗をかきかき上がりました。
天守閣は風が吹き抜け、上つ

15日、医療生協主催のバスツ
アーで姫路城へ行き、40数年ぶ
りに天守閣まで上がりました。
私が持っているお城のイメージ
はやはりここで作られたと再確認
下から上まで貫く大きな柱に、す
べて木造の階段。近代的なものは
所々にある説明板と階段の手すり、
天井をはっているスプリングライ
らしいパイプくらい。階段は急で
一段の高さも高く、昔の人は今よ
りも背が低かったやろし、

紀の川の源流の村へ



市議会には議員連盟があり、それぞれ活動しています。私松坂はその一つの「森林環境保全促進議員連盟」の役員をしています。紀の川の源流の村、奈良県川上村と交流をし源流をとりまく環境を守っていこうという議員連盟です。

12、13日と議員連盟で川上村に行ってきました。大滝ダム建設の際、崩れて全戸移転を余儀なくされた白屋地区。そこは村で一番の日当たりのいい場所であり、各戸ごとに積まれた石垣だけは今も残っています。その景観を残そうと、いくつかの区画にわけ、協賛企業を募り、村とも協力しながら整備をすすめて行こうとしています。

議員連盟として1区画借りることになり、13日には、昨年から開かれている、協賛企業・団体と村民とのふれあい祭りに議員連盟として参加。桜、こなら、つつじなどの植樹も行いました。



「あたりらしい憲法のはなし」

13

国の規則の上で、何かはつきりとできることが認められていることを、「権利」といいます。自由と平等とがはつきりみとめられ、これを侵されないとするならば、この自由と平等は、みなさんの大事な権利です。これを「自由権」というのです。しかし一番大事な権利のことを「基本的人権」といいます。あたりらしい憲法は、この基本的人権を、侵すことのできない永久に与えられた権利として記しているのです。これを「基本的人権を「保障する」というのです。しかし基本的人権は、ここにいった自由

だけではありません。またほかに二つあります。自由権だけで、人間の国の中の生活がすむものではありません。たとえみなさんは勉強をしてよい国民にならなければなりません。国はみなさんに勉強をさせるようにしなければなりません。そこでみなさんは、教育を受ける権利を憲法で与えられています。この場合はみなさんのほうから、国にたいして、教育をしてもらうことを請求できるのです。これも大事な基本的人権ですが、これを「請求権」というのです。争いごとのおこったとき、国の裁判所で、公平にさばいてもらうのも、裁判を請求する権利といって、基本的人権ですが、これも請求権であります。

第10回 生活保護裁判

11月22日（火）
午後1時30分
和歌山地裁（202号法廷）

生活保護基準の引き下げは違憲・違法！
「健康で文化的な最低限度の生活」を勝ち取り、国民の生活水準の向上を！

呼びかけ：生存権裁判を支援するわかやまの会



川柳

改革を 唱えて自民の 下請けに

稲刈りの 後にはすぐに 建売が

朝起きて テレビをかけて 夜が来る

大野啓子さん